

要旨

令和4年に新石川県立図書館は、公文書館機能を備える図書館として移転開館した。「石川県立図書館条例」第十五条では、「知事は、歴史公文書(第九条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。」と定めている。本論文は石川県立図書館における公文書館機能と歴史公文書の利用促進についての現状を踏まえた改善策を論じるものである。

改善策に先立ち、はじめに新たに加わった公文書館機能について構想段階での目標及び、「石川県立図書館条例」と「石川県文書管理規程」の改正によって具体化された公文書館機能の概要、また識者からどのように期待をされたかを概観する。

続いて公文書館と図書館の連携が必要とされる考え方を紹介し、合わせて Web 公開目録を中心とした全国の都道府県立公文書館と都道府県立図書館との連携事例を拾い上げ、その傾向について論じ、石川県立図書館に公文書館機能が加わったことが、国内で見受けられる連携の一事例であることを位置づける。

次に、当館のモデルケースとなった奈良県立図書館情報館と石川県立図書館での歴史公文書の扱いについて条例・規則に基づいてその相違点を検討し、石川県立図書館の公文書館機能の課題について明示する。

そして、公文書館での情報提供の一翼を担う歴史公文書目録について、先行研究からその担う役割を整理する。それに対し、筆者の考える本館の目録の課題として、利用制限の区分を設けていない点、文書移管課についての分類がない点の2点を指摘し、次章での改善策の提案へとつなぐ。

最後に今後石川県立図書館に求められる歴史公文書の情報提供について、次の5項目で改善策を示す。「Web ページ」では歴史公文書の利用案内等からもリンクする館の開館時間などの基本項目を示すことや資料紹介のコンテンツを追加すること。「展示」は、図書館の展示と併せて歴史公文書を展示し、利用促進に資すること。「目録の検索システム」は、資料検索におけるガイド図を示し、利用者の便を図ること。「資料のデジタル化」は、優先してデジタル化をする資料を選定するために、公刊資料等から県の重要事項を抽出し、その事業に関わる歴史公文書のデジタル化を推進すること。「レファレンス」では先行研究を参考に今後石川県立図書館でレファレンスのためにできることを示した。